

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

320

介護相談事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	4	社会保障制度の充実
取組方針	2	介護保険制度の適正な運営

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	総務費		
	項	総務管理費		
	目	一般管理費		
	大事業	一般管理事業		
中事業	介護相談事業			

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	介護保険課	小林 優子 435-1190
事業実施の根拠法令	和歌山市介護保険条例		関連課			

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	介護サービスの質の向上を図る。		介護保険制度において円滑な保険給付を行うため、認定申請者・利用者及び被保険者からの相談、苦情の対応を行うとともに、事業者が提供するサービスチェック、利用者及び事業者へサービス情報を提供する。			
事業内容		令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度
		介護保険制度において、円滑な保険給付、相談・苦情の対応、サービス情報の提供を行う。また、保険給付に対する相談・苦情の対応も行う。	介護保険事務事業に統合。	介護保険事務事業に統合。	介護保険事務事業に統合。	介護保険事務事業に統合。

2 事業コスト

事業費等(千円)	令和02年度		令和03年度		令和04年度		令和05年度		令和06年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	624,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伸び率(%)	0%	0%	△100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
人件費	正規職員	10,749	1,991	2,017	2,017	1,945	1,870	1,870	0	1,870
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	10,749	1,991	2,017	2,017	1,945	1,870	1,870	0	1,870
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	624,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所要人数(人)	正規職員	1.35	0.25	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25	0.00	0.25
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	-									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
事故報告書点検件数		件	目標値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
			達成度(%)	%	%	%	%	%
事故報告書点検件数		件	目標値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
			達成度(%)	%	%	%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○ 減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	○ 達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	○ 貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	介護保険制度に関する相談や苦情については、内容により指導監査課、介護保険課又は地域包括支援課等の職員が担っており、また専門的な見地が必要となる事故等の発生件数がほとんどなく、徐々に監視委員の職務範囲が狭くなってきた。
見直し・改善内容	監視委員について、専門的な見地から意見が必要となった事案が発生した場合に委嘱を行い、意見を徴するという運用に見直した。